



ほうじん

新潟

No.11

令和5年2月21日発行

発行
一般社団法人
新潟県法人会連合会



梅にメジロ

あいさつ

新潟県法人会連合会の運営にあたりましては、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会では「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでまいりました。また、そうした活動を一層充実したものとするために組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図っております。

それにより、今日まで幅広い数々の事業活動を積極的に推進するとともに、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に貢献し、県内各会のけん引役を果たしてまいりました。

ウイズコロナにおける生活様式が確実に広まり見せていますが、エネルギーや原材料価格の上昇、賃上げなどが重なり、経営環境は一段と厳しさを増しています。当会としても皆様の健康と安全を第一とする姿勢を堅持しつつ、中小企業の活性化に資する税制の実現を目指すとともに地域社会の発展に寄与できる事業の実施に向けた取組を継続してまいります。

引き続き、皆様の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会長 永塚 重松

「令和5年度 税制改正に関する提言活動」

各県連からの「令和5年度税制改正要望」を踏まえて「令和5年度税制改正に関する提言」が9月22日開催の全法連理事會において決議された。

これを受け、全法連では、10月から11月にかけて、財務省・国税庁・中小企業庁・総務省、さらに自民党・公明党等と各政党宛に提言書を提出。

新潟県選出の衆参両院、国会議員13名及び県知事・県議會議長・市長・市議會議長計21自治体42名の方々に提言書を提出した。中小企業の活性化に資する税制措置をはじめ、事業継承税制の拡充や行政改革の徹底などを強く求めた。

令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業継承は重要な課題。本格的な事業継承税制の創設を！

令和5年度税制改正に関する提言

(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

・コロナ禍が最悪期を脱しウィルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも

も国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む

必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなつたわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の

「中福祉・低負担」という不均衡な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、給付水準の

あり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなど、現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応ができなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然

残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となつてることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となつていて適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となつていてことから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事を条件と

して他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理

解が十分に深まっているとは言いがたい。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ 地方のあり方

・ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

・ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人

口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ 震災復興等

・ これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応
・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に對

応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

(4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれていたため、大幅に引き上げる。

(5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言いがたく、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

3. 電子申告

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正 内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A

「第10回通常総会」開催

令和4年度通常総会が、令和4年6月15日(水)ホテルイタリヤ軒にて開催された。

一般社団法人に移行後10回目となる本通常総会では、令和3年度事業報告・決算承認・令和4年度事業計画・収支予算報告、公益目的支出計画の完了見込み年度変更報告、役員

選任が行われた。

その後、「関東信越国税局長感謝状贈呈式」「全法連功労者表彰伝達式」「県連功労者表彰式」、「e-Tax推進表彰式」「福利厚生制度推進表彰式」を行い、各表彰受賞者に対して、表彰状が授与された。



通常総会で永塚会長の挨拶

「第38回法人会全国大会(千葉大会)」開催

令和4年10月13日(木)、千葉市の「幕張メッセ幕張イベントホール」において、法人会全国大会が開催された。全国の法人会会員約1,600名が参加、新潟県連から14名参加した。

第一部は、ニュースキャスター・ジャーナリストの安藤優子氏により、「女性がテレビで働くということ」と題して記念講演が行われた。

第二部は記念式典が行われ、千葉県連花島恭一会長による開会挨拶、全法連小

林栄三会長による主催者挨拶、国税庁阪田渉長官、その他の主賓からの祝辞が述べられた。

続いて、各種表彰制度表彰会の紹介・代表県連への表彰状授与、令和5年度の税制改正提言の報告が行わ



全法連小林栄三会長による主催者挨拶

れた。また、佐賀法人会青年部会による租税教育活動報告の後、税制改正提言内容を盛り込んだ大会宣言が行われた。

第三部は同会場にて懇親会が開催された。

国税局幹部との協議会開催

令和5年2月9日(木)、ANAクラウンプラザホテル新潟において、関東信越国税局幹部と県連役員との協議会を開催した。関東信越国税局から横山課税第二部次長ほか2名の幹部の方、新潟税務署から安藤署長ほか3名の幹部の方が出席。県連から永塚会長はじめ副会長、理事、監事26名が出席した。永塚会長は、冒頭挨拶で「本協議会で情報交換・意見交換を行うことにより、課題を共有し、今後さらに連携を深めて行きたい」と述べた。会議ではまず国税局側から「添付書類も含めたe-Taxの普及・定着などの電子化に向けた取組」「企業の税務コンプライアンス向上への取組」「租税教育事業(租税教室講師派遣、絵はがきコンクール)」「インボイス制度の円滑な導入に向けた取組」の4項目について説明があった。

その後、各単位会の活動状況等を踏まえ質疑応答が行われ、意見交換が行われた。



横山課税第二部次長のごあいさつ



協議会出席の皆様

年末特別講演会および 年末懇親パーティーの開催

恒例の「特別講演会と年末懇親パーティー」が令和4年12月5日(月)公益社団法人新潟法人会との共催により、ANAクラウンプラザホテル新潟で開催された。

講師は関西学院大学教授で日本テレビ系報道番組『NEWS ZERO』でメインキャスターなどを歴任された村尾信尚氏。テーマは「コロナ後



講演中の村尾信尚氏

の世界と日本」として、キャスター時代の経験を踏まえて、今後の日本についてなどを熱く語っていただいた。

講演会後、感染症の対策を講じた上で、3年ぶりでの年末懇親パーティーが開催され、1年を締めくくった。



永塚会長の開会あいさつ

単位会 活動紹介

佐渡法人会 青年部会連絡協議会 合同セミナー（佐渡）

10月5日佐渡市で第38回青年部会連絡協議会合同セミナーを60名の参加のもと、盛大に開催した。あいばーと佐渡で式典、記念講演



式典での主催者挨拶

会を実施。式典では主催者挨拶、開催地挨拶の後、佐渡税務署紺野署長及び県連永塚会長から祝辞を頂戴した。記念講演会では、尾畑酒造五代目蔵元の尾畑留美子氏を講師として、「グローバルな時代こそここにしかない〴〵魅力を磨こう」と題して、佐渡の歴史と伝統に触れながらの自身の酒造り体験を通して、佐渡の活性化に向け



尾畑氏の記念講演

たマーケティング論などについて熱く語っていただいた。

その後、場所をホテル志い屋に移して、万全の感染対策の上、来賓、講師も交えて交流懇親会を行った。アトラクションとして、加茂歌代鬼太鼓組による鬼太鼓の舞が披露され大きな歓声が上がっ



交流会での鬼太鼓

た。和やかな交流の場で佐渡の伝統を垣間見ながら、会員相互の親交を深めた。



交流会での佐渡法人会メンバー紹介

単位会活動紹介

長岡法人会 「税と文化講演会」

長岡法人会は、毎年11月に「税を考える週間」の事業活動として、税務署長と著名人による「税と文化講演会」を公開しております。

今年度は11月22日に開催し、会員・市民200余名を前に長岡税務署長 忠平典幸氏から「くらしと税」の演題で、また作家 竹田恒泰氏から「語られなかった皇族



竹田氏の講演

たちの真実」の演題で講演をいただき、聴講者からは、それぞれウイットに富んだ講演内容に多くの好評をいただきました。



長岡税務署長の講演

女性部会 視察研修旅行で 結束を強化

コロナ禍で3年ぶりの開催となった視察研修旅行では、10月13日に北前船で賑わった酒田市を訪問し往時を偲ぶ「山居倉庫」(明

治期建設の酒田米穀取引所の付属倉庫)他を見学。この倉庫は18万俵もの収蔵能力に加え防湿のための二重屋根、断熱・防寒のため樫並木を利用するなど先人の知恵に驚かされました。次いで訪ねた庄内藩の城下町鶴岡市では致道館(藩校)をはじめ文化財が多く、また伝承の風土に培われた食文化も地消し、庄内を大いに堪能することができました。



酒田「山居倉庫」にて

翌14日は村上市に移動、一部の町屋は風情を生かしたカフェや雑貨店にリノベーションされ、新たな城下町が開催中の「屏風まつり」に賑わいを添えておりました。また町屋「きっかわ」では梁から吊るされた千尾もの鮭や鮭文化を象徴する様々な加工食品に目も舌も圧倒されました。



町家「きっかわ」にて

単位会活動紹介

第17回県連女性部会 連絡協議会合同セミナー 村上大会の御礼



高橋女性部会長 挨拶

第17回県連女性部会連絡協議会合同セミナー村上大会が令和4年10月14日(金)、村上市瀬波温泉「大観荘せなみの湯」を会場に開催させていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響で延期になっておりましたが3年振りに県北村上の地



開催地代表の挨拶

へ各単位会の女性部会員の皆様約150人という大勢のご参加をいただき盛大に開催することができましたことに、関係者の皆様にあらためて心より感謝申し上げます。

記念講演の講師に同市出身で鈴

鹿医療大学・鈴木哲司教授の講話に耳を傾け、交流会では村上の食を楽しんでいただきたく、当女性部会チーム村上となり「おもてなしの心」で皆様をお待ちしておりましたが、何かと行き届かない点もありましたことにお詫び申し上げます。

次回開催地となる新潟法人会の皆様には歓迎の新潟甚句を披露くださり和やかに閉会を迎えることができました。



鈴木教授の講演



開催地 女性部会員 他

新潟市で皆様にお会いできることを楽しみにしております。誠にありがとうございました。

(公社) 村上法人会

女性部会長 岩間 美果

調査課所管法人税務研修会

関東信越国税局調査課所管法人（資本金1億円以上の企業）を対象とする、税務研修会が令和4年11月9日（水）ANAクラウンプラザホテル新潟において開催され、新潟県内対象企業から82名が参加、受講した。関東信越国税局から調査察部佐藤修部次長ほか6名の講師の方々を迎

え、対象企業の実務に関わる実践的な研修が行われた。（テーマは「申告書確認表等の活用について」、「法人税関連の税制改正について」、「電子帳簿保存法について」、「インボイス制度及び輸出品販売場制度について」、「キャッシュレス納付について」ほか2項目）



研修の様子



佐藤次長挨拶

編集後記

コロナ感染症の日本での2020年1月頃の発生から3年で生活様式が大きく変わりました。ワクチン接種の浸透などから感染状況はかなり落ち着き、感染症としての分類やマスク着用のルールも見直されることとなりました。

編集にあたり、前年度までは各種イベントは「延期」、「中止」や「非対面」などが目立ちましたが、今年度では「3年ぶりの開催」、「対面での開催」などの文字を見るにつけ、かつての日常が着実に戻ってきていることを感じさせられました。

その一方で、紛争の長期化や食品・サービス等幅広い分野での値上がりの動きなど日常生活に直接影響を及ぼす事象は続き、また、数年に一度の災害級の大雨や大雪など、自然の猛威を感じさせられることが頻発しています。

そのような中、「夜明けの来ない夜は無いさ」と「瑠璃色の地球」の歌詞を口ずさみながら、コロナで共生するようになったが如く、平穏な毎日が戻ってくることに思いを巡らせています。

（小田）

「法人会の地域社会貢献活動 特別講演会」開催予定

開催日 令和5年3月4日（土）

13時30分～15時

会場 ANAクラウンプラザホテル新潟
講師 NHK大相撲解説者 舞の海秀平 氏

出羽海部屋所属の元大相撲力士。現役引退後は、NHK大相撲専属解説者、スポーツキャスターなどとして活躍中

演題 「小よく大を制す」

※ご来場の際におひとり様1本以上のタオルをご持参いただき、ご協力いただいたタオルは、救急医療や老人介護等の社会福祉施設などに寄贈いたします。

